

○ふじみ衛生組合会計管理者事務代理者を定める規則

(平成19年7月12日)
(規則第2号)

ふじみ衛生組合収入役職務代理者を定める規則(昭和62年ふじみ衛生組合規則第3号)の全部を改正する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理する職員は、ふじみ衛生組合管理者の属する市の会計管理者の事務を代理する職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のふじみ衛生組合会計管理者事務代理者を定める規則の規定は、平成19年7月1日から適用する。